

足利市工事成績評定実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、足利市工事成績評定要綱（以下「評定要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 工事成績評定の通知の対象とする工事は、評定要綱第2に規定された評定の対象工事とする。

(評定点等の通知)

第3 市長は、評定者から成績評定結果の報告等の提出がなされた後、速やかに、当該工事の請負者に対し、別記様式第1「工事成績評定通知書」により評定を通知するものとする。また、評定要綱第8に基づき評定を修正したときも、同様とする。

(説明請求等の提出)

第4 評定要綱第9による説明請求および評定要綱第10による再説明請求の書面の提出先は、総務部契約検査課検査担当とする。

(説明請求に対する回答)

第5 市長は、評定点の通知を受けた請負者から評定点等についての説明を求められたときは、速やかに別記様式第2「工事成績評定に係る説明書（回答）」により回答するものとする。

- 2 市長は、前項の回答をするときは、工事成績評定評価委員会に意見を聴くことができる。
- 3 前項の工事成績評定評価委員会は、足利市工事成績評定評価委員会要綱に基づき設置するものとする。
- 4 市長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法等により速やかに公表するものとする。

(再説明請求に対する回答)

第6 市長は、第5の説明に係る回答を受けた請負者から再度の説明を求められたときは、別記様式3「工事成績評定に係る再説明書（回答）」により回答するものとする。

- 2 市長は、前項の回答をするときは、足利市工事成績評定審査委員会の審議を経てから回答するものとする。
- 3 前項の足利市工事成績評定審査委員会は、足利市工事成績評定審査委員会

要綱に基づき設置するものとする。

4 市長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再度の説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

(評定結果の公表)

第7 評定が確定したときは、別記様式第1の写しを閲覧の方法により公表するものとする。

2 公表は総務部契約検査課検査担当で行い、公表期間は完成検査を行った年度及び翌年度とする。

附則 この要領は、市長が別に定める日から適用する。

附則 この改正は、平成17年4月1日から適用する。

附則 この改正は、平成17年5月20日から適用する。

附則 この改正は、平成20年4月1日から適用する。

附則 この改正は、平成22年4月1日から適用する。

附則 この改正は、平成27年4月1日から適用する。

別記様式第1

足総契第 一 号
平成 年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 様

足利市長 和 泉 聰

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要綱に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により説明を求めることができます。

記

1. 工事名

2. 工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 完成検査年月日 平成 年 月 日

4. 成績評定

評定点 点 項目別評定点は、別表1のとおり
(修正評定 点) 【評定点が修正された場合のみ】

5. 手続き等連絡先

〒326-8601

足利市本城三丁目2145番地

足利市総務部契約検査課検査担当

TEL 0284-20-2120

項目別評定点

別表1

項目	細別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	0.0点 4.5点
	II. 配置技術者	0.0点 5.7点
2. 施工状況	I. 施工管理	0.0点 16.0点
	II. 工程管理	0.0点 5.7点
	III. 安全対策	0.0点 6.9点
	IV. 対外関係	0.0点 4.9点
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	0.0点 10.7点
	II. 品質	0.0点 11.3点
	III. 出来ばえ	0.0点 11.3点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	0.0点 8.9点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	0.0点 5.8点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	0.0点 8.3点
7. 法令遵守等		0.0点
評定点合計		0.0点 100点